

第2版

# 大井地区防災計画

安心安全で快適に暮らせるまち



平成27年12月9日

大井地域自治区

## 基本方針

災害が発生時は、交通網、通信網の寸断・火災の同時多発、家屋の倒壊・多数の負傷者などにより消防や警察などの助けを求めることは出来ない可能性があります。

このようなときに力を発揮するのが地域ぐるみの協力体制です。

災害時には、「自助」、「公助」とともに地域における自主防災組織「共助」が重要な役割をはたします。

私たちの地区は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで地区のみんなで助け合いながら災害に強いまちづくりを進めます。

そのために 地域内の人々が目指す方向は

### 1.自助能力の向上


- ①自ら災害に対する自己防衛力を高める
- ②家族個々の防災能力を高める
- ③家族全員が災害時の基本行動を会得する

### 2.共助能力の向上


- ①自らの安全を確保することを第一に共助を志向する
- ②家族の安全を確保したのち共助を志向する
- ③近隣の災害弱者を常に把握し非常時の支援を志向する
- ④自治会内での自己の役割を理解し災害に備える


## 活動目標



1. 地域内の絆を深め「自助」「共助」による自主防災体制を確立しその組織づくりを通じて防災意識の向上と防災計画のレベルアップを図る
  2. 要支援者の把握と支援体制を確立する
  3. 防災意識の向上と災害に備えた活動を通じ家庭内での自助の重要性を認識する
  4. 消防団を初めとした各種団体との連携を図り専門知識を活かした防災体制を確立する
- 

## 長期的な活動計画



1. 平常時及び災害時における活動の指針となる防災マニュアルの作成、維持管理と検証を兼ねた訓練の実施
  2. 活用できる自主防災隊編成表の作成と要支援者名簿の作成、維持管理と訓練の実施
  3. 各家庭での平常時、災害時の過ごし方を学び常に点検できる自助力を育成するため大井地域自治区として最新の防災情報を発信する
  4. 各種団体との合同防災訓練を実施するとともに災害時の協力体制を確立する
- 

## 長期的な活動に対する活動日程

活動計画	期間			
	27年	28年	29年	30年
1.防災マニュアルの作成	→			
1.検証を兼ねた訓練の実施		1回/年	1回/年	1回/年
2.自主防災隊編成表の作成		年度初めに作成	年度初めに見直し	年度初めに見直し
2.要支援者名簿の作成		— — →	年度初めに見直し	年度初めに見直し
3.自助力育成		随時	随時	随時
3.防災情報の発信		随時	随時	随時
4.各種団体との合同防災訓練		1回/年	1回/年	1回/年
4.各種団体との協力体制の確立(情報交換)		年1回 年度初め	年1回 年度初め	年1回 年度初め

## 大井地区の特性

1. 地区の北側には阿寺断層帯、南側には恵那山—猿投山北断層帯がありこれらが活動すると地震の揺れの最大値で5強～6弱が予測される
2. 地区内には、土砂災害危険区域が13区中6区にありその危険区域には民家が点在又は密集している
3. 地区内には、埋め立てによって造成された所があり液状化現象の危険性がある
4. 地区中心街は、木造家屋が密集し火災が同時多発すると火の回りが速く、延焼面積が大きくなり大規模火災になる危険性がある
5. 地区内は、面積約11㎢(市全体の約2.3%)、人口約13200人(市全体の約25%)、世帯数約5200、1世帯あたり約2.5人となっている核家族化や単身世帯の増加により世帯規模は縮小しており災害時には特にひとり暮らしの高齢者安全対策がとめられる
6. 地区内は核家族化や単身世帯の増加等により自治会加入率が約68%と低くコミュニティの絆が薄くなっている
7. 阿木川が町内を縦断し、洪水時には甚大な被害が予測される
8. 阿木川下流の丸池地区と横平地区の県道付近は、狭隘な渓谷であり大地震などで地盤崩壊時は堰止湖になる危険性がある
9. 地区内は、自衛隊の訓練区域であり又電力会社の高圧線があるため航空機による点検が日常化している。こうした頻繁な飛行による事故もありうる

## 活動内容

具体的内容は、大井町防災マニュアルに定めるが主な内容は次のとおりとする。


組織	平常時	発災直前	災害時
自治連合会	防災訓練、情報交換、防災活動の普及・啓発活動 避難所の指定・運営方法 等		
災害対策本部		情報収集、伝達等	情報収集・共有・伝達 避難所運営支援 被災家族・地域への支援
区	情報収集、防災訓練、要援護者の把握	情報収集	避難誘導、支援 負傷者・被災自治会への支援
自治会	情報収集、要援護者の把握、救出、誘導訓練 要支援者とのコミュニケーションを図る	情報収集、要援護者の誘導避難、支援、一時避難所の開設、初期消火	情報収集、被災自治会員への支援、被災者の救出・搬送
家庭	食料・水・生活必需品の備蓄 家具・電化製品等の転倒防止	出火防止、家族の安否確認、隣近所声の掛け合い	隣近所の助け合い
大井町消防団			
民生・児童委員			
大井町防災リー会			
交通安全協会大井支部			

大井小学校			
大井第二小学校			
恵那東中学校			



## 実践と検証



1. 地域全体防災訓練を年 1 回実施する。  
内容については前年度の訓練結果を検証し、計画する
  2. 区、自治会単位での危険場所、防災上の問題のある場所を確認(防災マップづくり)し、改善の働きかけとそれらを踏まえた防災訓練を年 1 回実施する。
  3. 地域居住者への防災意識の普及・啓発を図る
  4. 防災訓練を通じて内容を検証し、大井地区防災計画、大井町防災マニュアルのレベルアップを図る
- 

## 改廃記録

改廃年月日	内容	版数	担当	承認
平成 27 年 9 月 9 日	新規制定	初版	西尾	区長会
平成 27 年 12 月 9 日	副題、活動日程追加	2 版	西尾	区長会

第2版

大井町

# 防災マニュアル



～地域の共助を目指そう～

恵那市大井町自治連合会

役員引き継ぎの際は、本マニュアルを  
後任者に引き継いで下さい

承認	審議	作成
自治連合会長	区長会	事務局
平成27年 9月24日		平成27年 9月24日

## 1 大井町防災マニュアルの必要性

災害が起きたときの必要な助けや支援には、「自助」「共助」「公助」の3つがあります。その中でも、住民自身が協力して自分たちの身を守る「共助」が防災の要となり、災害時には、隣近所の人たちや地域ぐるみで協力して被害を防ぐ、または軽減することが求められます。そのために大井町が区・自治会、他の組織と連携し、地域の防災マニュアルを定め、いざというときに迅速かつ的確に活動できるようにする必要があります。

## 2 過去の災害から学ぶ

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災では、7割が自力または家族で(自助)、2割が隣人や通行人に(共助)、1割が救助隊に(公助)救助されました。そのため、「自助:共助:公助」の割合は「7:2:1」といわれており、災害発生直後から数日間は、「自分の命は自分で守る=自助」「自分たちのまちは自分たちで守る=共助」が重要となります。

## 3 防災・減災の要となる「共助」「自主防災組織」

災害時において、一刻も予断を許さない状況では、自分たちで自らの身を守り、隣近所の人たちと協力して被害にあった人たちを救助、救援しなければなりません。そのために自治会単位などで組織される自主防災組織の役割が大切になります。

## 4 災害時要援護者を守る

災害時要援護者とは、災害時に自分の身を守るための適切な避難行動がとりにくく何らかの手助けが必要な人のことです。(高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など)その為に日頃から、災害時に助けが必要だと自分で思う方と近隣の方がお互いにコミュニケーションをとり、どんな援助が必要なのか確認するとともに自治会内で情報交換し、自治会作成の自主防災隊編成表等に反映させる事が大切です。

## 1. 防災マニュアルの目的

この防災マニュアルは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念の下、地震や風水害等の大規模災害の発生に備え、大井町内の住民自らが被害の事前防止や拡大防止に努めるために、防災の手順を定める。

## 2. 適用範囲

この防災マニュアルは、大井町防災に関する事項に適用する。

## 3. 大井町民の心がけ

「自分の命は自分で守る」という防災の原点に立って、食糧・飲料水の備蓄をする。また消火・救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、大井町民自らが災害活動の担い手となり組織的に行動することが必要です。

## 4. 防災体制

### 1) 大井町自主防災関係団体

- ① 大井町自主防災関係団体は、図-1 に定め組織する。
- ② 訓練、災害時において大井町民の安全を確保するために各種団体と連携する。

### 2) 自治連合会

- ① 自治連合会長は、区、自治会長及び大井町自主防災関係団体と連携して防災に関する訓練、情報交換等を行い大井町民の防災意識向上を図る。
- ② 自治連合会長は、災害発生時における市及び大井町の指定避難所、自治会(区)が指定する一時避難場所を表-1 定め大井町民に周知する。
- ③ 自治連合会長は、電話使用不能を前提として災害対策本部と各区長との連絡体制を確立する。
- ④ 自治連合会長は、自治会で作成提出された自主防災隊編成表は大井町自治連合会事務局で管理、保管する。  
保管期間は、1年間としその後は焼却又はシュレッダー処分とする。  
防災訓練、災害が予測される時(避難準備情報等)及び災害発生時以外は原則使用しない。
- ⑤ 自治連合会長は、大井町に避難準備情報及び避難勧告等が発令されたら自治連合会役員(副会長、会計、事務局長)を大井町自治会館に招集し災害対策本部を立上げの協議を行うとともに大井町消防団に連絡する。
- ⑥ 区長および区の防災隊長は、大井町に避難準備情報及び避難勧告等が発令されたら自宅待機とする。

### 3) 災害対策本部

- ① 大井町災害対策本部は大井町自治会館に設置する。
- ② 災害対策本部長は、大井町自治連合会長が務める。
- ③ 大井町自治連合会長は、2) ⑤で招集された役員(副会長、会計、事務局長)とともに、大井町自主防災関係団体を通じて情報収集を行う。
- ④ 災害対策本部長は、大井町に避難準備情報及び避難勧告等が発令又は必要と認められた時は区長をはじめ区の役員及び他の組織の代表者を災害対策本部に招集する事が出来る。
- ⑤ 災害対策本部長は、状況に応じて市対策本部と協議し避難所応援委員を大井町災害対策本部に招集することが出来る。
- ⑥ 災害対策本部長は、区長、もしくは区の防災隊長から支援要請を受けたら直ちに関係組織に支援要請を行う。
- ⑦ 大井町に開設されていた避難所が閉鎖された時点で災害対策本部長は、大井町災害対策本部を解散し、関係者に連絡する。

### 4) 区長・区防災隊長

- ① 区長は、区防災隊長を含む区の役員、自治会長及び他の組織役員と連携を図り区の防災体制を確立するとともに自治会員に周知徹底する。
- ② 区長および区の防災隊長は、大井町に避難準備情報及び避難勧告等が発令されたら自宅待機するとともに自治会長に避難情報を周知させる。
- ③ 区長は、区独自に避難所を開設(閉鎖)した場合は、その旨災害対策本部に報告する。
- ④ 区長又は区防災隊長は、区の防災体制を超越する場合は直ちに災害対策本部に支援要請を行う。
- ⑤ 区長は、区役員の緊急連絡網を作成し区役員に周知する。
- ⑥ 区長は、過去の自然災害発生状況及び地区特性を調査把握し、ハザードマップ等を作成し、地域住民に周知させる。

### 5) 自治会長

- ① 自治会長は、「自主防災隊編成表」を年度初めに作成(見直し)する。
- ② 自治会長は、作成した「自主防災隊編成表」の写しを、区長を通じて年度初めに大井町自治連合会に提出する。
- ③ 自治会長は、自治会内の要援護者を把握し、「避難行動要支援者名簿」を表-3に作成し、「自主防災隊編成表」とともに管理、保管し、支援体制を確立する。
- ④ 自治会長は、区長・区防災隊長と連絡体制を図るとともに自治会内の防災体制を確立する。
- ⑤ 自治会長は、避難準備情報及び避難勧告等の情報が発令されたら要援護者の

避難支援を他の組織と連携し安全に避難出来る体制をとること。

- ⑥ 自治会長は、避難準備情報及び避難勧告等の情報が発令されたら避難情報を自治会員に周知させる

#### 6) 避難所立上げ

災害対策本部長から避難所立上げ要請を受けた応援委員は、市の担当者とともに直ちに避難所を立上げ避難者受入体制を整える。

#### 7) 避難所運営

詳細な避難所運営手順は、避難所運営規程に定める。

#### 5. 防災資機材

- 1) 大井町で管理する防災資機材は、大井町まちづくり協議会が大井町内に設置した防災倉庫内の資機材とする。
- 2) 設置場所、名称等は表-2に定める。

#### 6. 大井町自主防災関係団体との連携

日頃から自主防災関係団体との情報交換を行うとともに訓練、災害発生(予測)時には連携し、町民の安全と減災活動に迅速に対応する。

#### 7. 緊急連絡網

自治連合会役員及び区長並びに区防災隊長名簿は自治連合会役員名簿を使用する

図-1

大井町自主防災関係団体

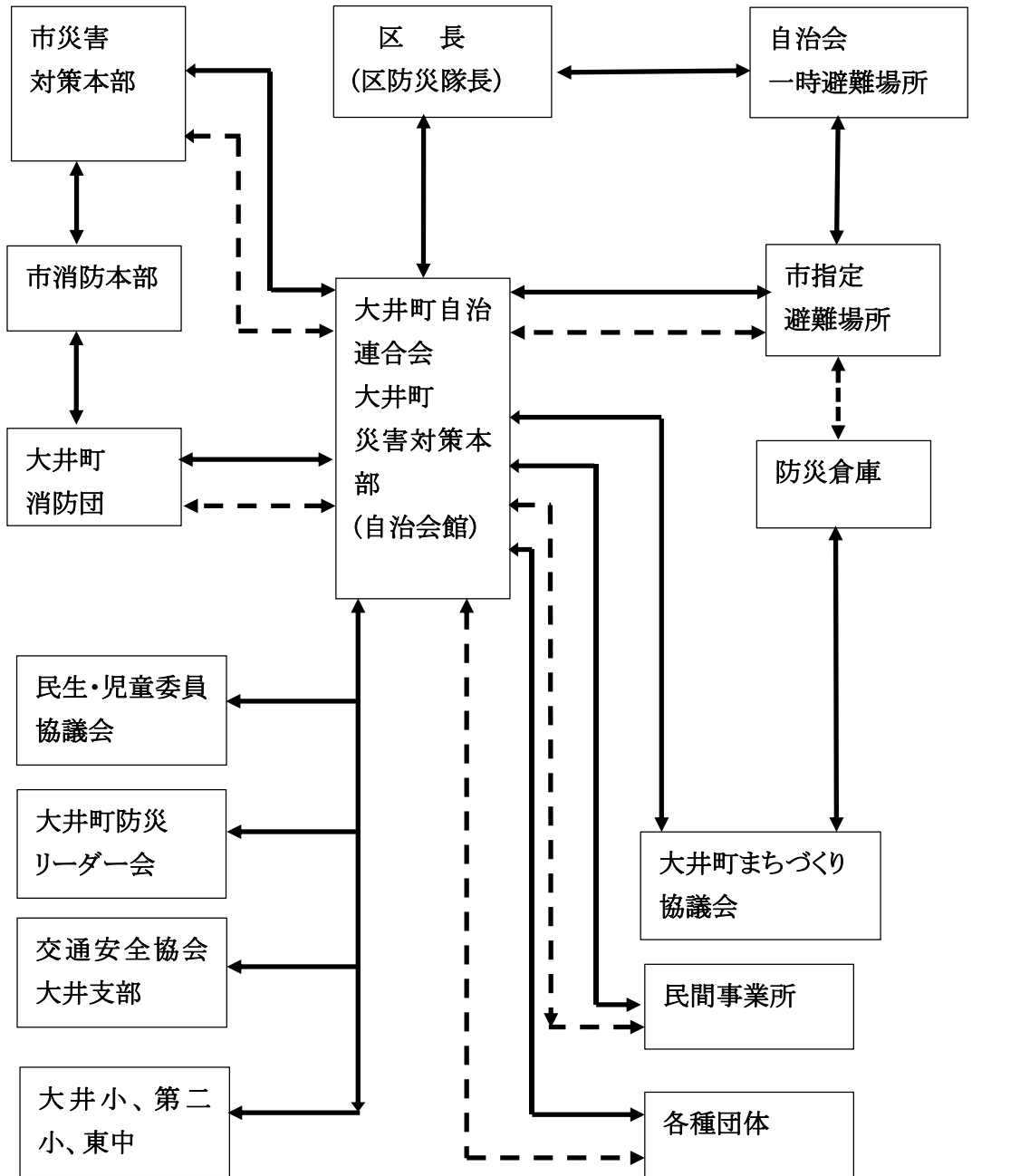




表-1

避難場所、避難所

市作成の避難所及び避難場所一覧表を添付する

表-2

## 防災倉庫名称、設置場所

防災倉庫名称	設置場所
恵那東中学校	恵那東中学校内体育館東側
大井小学校	大井小学校内プール南側
大井第二小学校	大井第二小学校プール西側
岡瀬沢	岡瀬沢中研修センター横
恵那峡	恵那峡マレットゴルフ場駐車場横
恵那病院	ヘリポート横（仮設置）

表-3

別紙作成した「避難行動要支援者名簿」を添付

### 防災計画の作成、改廃、管理

- 1) この防災計画は、区長会で審議し、自治連合会長の承認を受け発行する。
- 2) この防災計画の原本は、大井町自治連合会事務局で管理、保管する。
- 3) 改廃は、区長会で審議し、自治連合会長の承認を受け発行する。
- 4) この防災計画を外部に出す場合は、原本(承認印が朱色)を写し、自治連合会長印を右下に捺印し、管理文書として配布先を記録し管理する。
- 5) 4)項で外部に出す場合は受取り印をもらう事。
- 6) 改廃した際は、4)項で外部に配布したものを差替えること。
- 7) 4)項以外でコピー配布する文書は全て参考扱いとし管理対象外とする。

### 改廃記録

改廃年月日	内容	版数	担当	承認
H.27年4月9日	新規制定	初版	事務局	
H.27年9月24日	大井町地域防災計画作成による	2版	事務局	

防災計画外部配布管理台帳

配布期日	配布先	配布先管理者	受取印	備考
H.28.1.20	防災情報課			